

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成25年1月24日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人キスモ研究所

(2) 代表者名

嶋本 佳世

(3) 主たる事務所の所在地

京都市北区大北山原谷乾町24番地26 ハウススリー302号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会における公共の利益の創出と保全を目指し、教育・環境・福祉・産業の発展及び充実をすすめる為の研究、活動を目的とする。

2 申請年月日

平成25年1月11日

(文化市民局地域自治推進室)